伝言板

第 352 号	2026 年 10 月 6 日 一般社団法人　京都府歯科技工士会 TEL（075）821-7270　FAX（075）821-7278 E-mail：kyoushigi@office.eonet.ne.jp

目　次

① 京都府歯科技工士会 令和 8 年度 第 6 回 理事会 議事録（9 月度）
② 近畿デンタルショー開催
③ 京都市休日急病歯科診療（年末年始）協力募集
④ 歯科技工所番号について
⑤ 事務局だより
⑥ 会員の声

①　京都府歯科技工士会　令和 8 年度　第 6 回　理事会　議事録（9 月度）

日時：令和 8 年 9 月 5 日（土）14:00～15:00
会場：ZOOM
出席者：小川博和、長谷川聡、後藤有志、明石全富、玉村嘉一、田中康宏、今北年則、堀井勝利、坂之下哲朗
欠席者：田中俊之、野々口巧

【会務報告】

・8 月 10 日（月）　事務所出向　……　小川博和
・8 月 16 日（日）　事務所出向　……　小川博和
・8 月 17 日（月）　事務所出向　……　小川博和
・8 月 19 日（水）　事務所出向　……　小川博和、田中康宏
・8 月 26 日（水）　事務所出向　……　小川博和、田中康宏

【審議事項】

第 1 号議案：山科歯科医師会 50 周年記念式典祝い金の件　【承認】

主旨：令和 8 年 9 月 19 日（土）午後 2 時 30 分より、ウェスティン都ホテル京都（京都市東山区粟田口華頂町 1）にて開催される山科歯科医師会創立 50 周年記念式典（記念式典・記念講演・祝賀会）に際し、祝い金の金額を理事会にて協議・決定する。
祝い金：20,000 円

第 2 号議案：令和 8 年度　歯科衛生推進事業補助金の件　【承認】

申請内容：京都府知事宛「歯科衛生推進事業補助金交付申請書」（令和 8 年 8 月 20 日付、会長 小川博和名）を提出済み。申請額：90,000 円。
対象事業：①9 月 13 日 西山地域合同学術研修（キャンパスプラザ京都・50 名）　②11 月 14 日 日技主催生涯研修自由研修（キャンパスプラザ京都・演者：後藤有志専務理事・50 名）　③令和 9 年 3 月 13 日 京都府歯科技工士会主催生涯研修自由研修（キャンパスプラザ京都・50 名）

事業予算：収入合計 228,000 円（本会学術負担金 118,000 円＋京都府補助金 90,000 円＋日技民間助成 20,000 円）＝支出合計 228,000 円

第 3 号議案：令和 8 年度　学術・生涯研修（自由研修）の件　【承認】

9 月 13 日（日）：西山支部学術研修と共催。会員へ参加呼びかけを実施。

11 月 14 日（土）18:30～20:30　演者：後藤有志（テーマ：デジタルソリューションの臨床応用）　会場：キャンパスプラザ京都。会場費 53,140 円（室料 34,300 円・マイク 12,560 円・プロジェクター6,280 円）、支払期限 9 月 11 日。日技へ開催計画書申請済み。

3 月 13 日（予定）：同様に開催予定。

両日とも 16:00～会場にて理事会、18:00～受付開始、18:30～学術講演会開始。

第 4 号議案：技工士会主催バーベキューの件　【承認】

日時：11 月 8 日（日）11:00～14:00　会場：バーベキューコート 339（京都市下京区朱雀宝蔵町 74 番地　三三九ビル ANNEX1 階）

会費：一般 3,000 円／学生 1,500 円／小学生以下無料（現地精算）　定員：20 名　申込期限：10 月 31 日

予算：最大 30,000 円程度を計上（西山支部からも半額協力）

第 5 号議案：登記申請費用の件　【承認】

令和 8 年度役員変更登記に係る司法書士報酬・実費　合計請求額：22,818 円（司法書士武田事務所）

第 6 号議案：年末年始休日急病歯科診療協力依頼の件　【承認】

令和 8 年 12 月 30 日（水）・31 日（木）、令和 9 年 1 月 2 日（土）の京都市休日急病歯科診療（中央診療所）への技工士協力依頼について、会員への周知のタイミングおよび選考方法を協議する。

10 月の伝言板で募集し、期限は 11 月末とする。複数応募の場合は抽選とする。

第 7 号議案：HP 仕様変更の件　【承認】

森本氏（アートクリック）へ HP 仕様変更を依頼中。年間契約料 79,200 円の範囲内で改修予定。

※別紙「新 TOP 画像」については、新しい画像データを準備のうえ差し替える。

協賛バナー広告・京歯技会員の会社のバナー掲載等については、A 案で変更することに決定。

連絡先：管理業者 アートクリック　森本達郎　電話：（075）468-1649

第 8 号議案：京都府歯科技工士会忘年会の件（継続審議）　【承認】

日時：12 月 12 日（土）　理事会終了後 19:00～　会場：未定（今後選定）　予算：30,000 円

各支部の会計からも拠出できないか検討する。

第 9 号議案：互例会担当人事の件　【承認】

日時：2027 年 1 月 11 日（月・祝／成人の日）

互例会担当理事を決定後、担当理事により司会・レクリエーション担当・受付担当等を決定する。

会計より、前回の決算書をもとに予算書を作成する。

担当：長谷川副会長

第 10 号議案：近畿デンタルショー2027　後援の件（事務局追加提案）　【承認】

近畿歯科用品商協同組合より、「近畿デンタルショー2027」（2027 年 4 月 24 日（土）・25 日（日）、インテックス大阪 6 号館 D）について本会の後援依頼あり。チラシ配布・会報掲載等の協力も要請されている。

後援の可否について理事会にて協議し、承認を求める。

第 11 号議案：第 39 回京都府歯科医学大会への後援・発表の件　【承認】

主旨：京都府歯科医師会（会長 安岡良介）より令和 8 年 8 月 7 日付にて、第 39 回京都府歯科医学大会について、前回大会と同様に本会への御後援、口演またはポスターでの発表、本会独自開催セミナーの併催について依頼があった。

開催概要

とき：令和 9 年 2 月 28 日（日）　※発表内容は 3 月 8 日（月）～31 日（水）の間、京都府歯科医師会ホームページ内で本会会員向けにオンデマンド配信される。

ところ：京都府歯科医師会館（〒604-8418　京都市中京区西ノ京東梅尾町 1 番地　TEL（075）812-8492）
依頼内容：①本会への御後援　②口演またはポスターでの発表　③本会独自開催セミナーの併催（前回大会と同様の対応を依頼）
応募要項（参考）：応募締切は令和 8 年 10 月 1 日（木）必着（同封「応募申込書」を提出）。応募・発表資格は本会会員（第 1 種～第 4 種）または後援団体の会員。
発表形式：A. 口演発表（発表 10 分・質疑応答 3 分、会場備付パソコンによる発表）　B. ポスター発表（示説 4 分・質疑応答 5 分、展示板は縦 160cm×横 120cm）
演題・抄録原稿提出締切：令和 8 年 11 月 2 日（月）必着（A4 判 1 枚・横書き・本文 800 字以内）
発表データは WEB 配信期間中、会員が閲覧可能。著作権は最終原稿投稿時点から原則京都府歯科医師会に帰属する。
審議事項：後援の可否、発表（口演／ポスター）への参加可否および演者の選定、本会セミナー併催の可否について、理事会にて協議・決定する。

第 12 号議案：歯科技工指示書改編の件　【承認】

主旨：本年度実施予定の歯科技工所ナンバー制度の導入に伴い、歯科技工指示書の記載内容を改編する必要がある。
審議事項：改編案の検討を担当する理事を選定する。具体的な改編案については、担当理事において検討のうえ、次回以降の理事会に提案する。
担当：三役一任
技工所番号について：都道府県番号 26＋個別番号

【報告・確認事項】

1．ベースアップ支援料アンケート回答状況報告

全国合計：開設者会員 2,760 名／回答 449 件／歯科技工所数 20,278（2026 年 8 月 22 日更新）
近畿：開設者会員 509 名／回答 88 件／歯科技工所数 3,235（うち京都府：開設者会員 73 名／回答 8 件／歯科技工所数 439）

2．三歯会　出席者・協議事項報告

日時：令和 8 年 9 月 2 日（水）　会議 19:00～19:30／懇親会 19:30～　会場：京都東急ホテル　中国料理「星ヶ岡」
協議事項：①JDAT 京都について（歯科医師会）　②歯科技工所ベースアップ支援料の運用状況について（会員周知・請求推進の状況）
出席（京都府歯科技工士会）：会長 小川博和、副会長 長谷川聡、専務理事 後藤有志
出席（京都府歯科医師会）：会長 安岡良介、専務理事 丸橋幸信、常務理事 奥野博喜
出席（京都府歯科衛生士会）：会長 吉本美枝、副会長 中村雅子、専務理事 門野節子

3．こころのケア講演会のご案内

「特別なイロ」上映会　日時：2026 年 9 月 20 日（日）14:00 開会（13:45 開場）　会場：ハートピア京都 3F 大会議室
主催：一般社団法人京都精神保健福祉協会・京都精神保健福祉士協会　参加費：無料

4．被災地への歯科医療従事者の派遣について（令和 8 年熊本地震への JDAT 派遣について）

厚生労働省より日本歯科医師会へ派遣協力依頼（令和 8 年 7 月 31 日付）、日本歯科医師会より都道府県歯科医師会へ周知（令和 8 年 8 月 1 日付）。
現時点の対応は九州地区歯科医師会連合会が中心。状況の変化により追加の派遣要請があり得るため、本会としても情報を注視する。

5．挨拶状の件

茨城県歯科技工士会：役員改選（新会長：瀬谷公子）に伴う新旧役員就任・退任の挨拶状を受領。

【その他討議事項】

次回第 7 回理事会日程

10 月 3 日　北部地域開催予定

16:00　理事会

18:30　懇親会

②　【近畿デンタルショー開催】

歯科技工の未来につながる発見を、秋の京都で。

2026 年 10 月 18 日（日）、ウェスティン都ホテル京都にて「第 78 回近畿北陸地区歯科医学大会 併催 デンタルショー2026 京都」を開催いたします。

歯科技工に携わる皆さまに向けて、技工用材料・機器やデジタル技工に関する製品・情報をご紹介。実際に製品を見ながらメーカー担当者に相談し、日々の技工作業の工夫や効率化につながるヒントを探していただけます。

新しい材料との出会い、気になる機器の比較、これからの技工を考えるきっかけに。ぜひ、会場へお越しください。

皆さまのご来場を心よりお待ちしております。



③　【京都市休日急病歯科診療（年末年始）協力募集】

担当日　令和 8 年 12 月 30 日（水）・31 日（木）、令和 9 年 1 月 2 日（土）

依頼者数　各日 1 名（合計 3 名）

従事場所　京都市休日急病歯科中央診療所

京都市中京区西ノ京東栂尾町 1 番地（京歯口腔保健センター内）

電話：075－812－8490

診療時間　午前 10 時～午後 6 時（受付は午後 5 時終了）

＊診療開始時間の 20 分前にはお越しください。

手当て　25,170 円／日（予定）（源泉徴収含む）

申込み　10 月 23 日（金）の午後 1 時から、本会事務所にて電話でのお申込みを受け付けいたします。

（申込み期間：11 月 4 日（水）まで）

※１１月理事会にてお申込みいただいた方々の中から各日１名を選考させていただきます。

先着順採用ではございませんのでご了承ください。

④　【歯科技工所番号について】

歯科技工指示書への「歯科技工所番号」記載方法等に関するＱ＆Ａ

公益社団法人日本歯科技工士会　歯科技工所管理委員会

2026 年３月 31 日に改正された歯科技工士法施行規則が 10 月１日から施行され、歯科技工指示書に「歯科技工所番号」の記載が必要となります。

「歯科技工所番号」の記載方法等の運用について、会員の皆様から寄せられた質問にお答えいたしますのでご参考になさって下さい。

Ｑ１．開設届出がなされている歯科技工所に全国一律の固有番号が付くと聞いていますが、どのような番号が付くのでしょうか。

Ａ１．厚生労働省が定めた以下の方針に基づき「歯科技工所番号」が付与され、９月 30 日までに管轄保健所等から各歯科技工所に通知されます。

なお、通知方法は保健所等によって異なることが考えられます（ホームページへの掲載により通知する場合も考えられます）のでご留意下さい。

※厚生労働省が示す「歯科技工所番号」の付与方針

都道府県番号（２桁）－保健所符号（２桁）－保健所ごとの歯科技工所通し番号（５桁）

例示：０１－２３－０００４５

Ｑ２．「歯科技工所番号」の記載場所は歯科技工指示書のどの位置が望ましいでしょうか。

Ａ２．「歯科技工所番号」を歯科技工指示書の特定の位置に記載しなければならないという決まりはありませんので、10 月１日以降の歯科技工指示書の余白等に「歯科技工所番号」が記載されていても問題ありません。

ただし、歯科技工所名称、所在地が記載されている近くに分かりやすく記載することが望ましいと考えます。

Ｑ３．現在使用している「歯科技工所番号」欄のない歯科技工指示書を 10 月１日以降もしばらく使用したいのですが、ゴム印等で「歯科技工所番号」を押印することでも問題はありませんか。

Ａ３．10 月１日以降の歯科技工指示書の余白にゴム印での押印や手書きにより「歯科技工所番号」が記載されていても問題ありません。記載場所については、上記の通り歯科技工所名称、所在地が記載されている近くに分かりやすく記載することが望ましいと考えます。

Ｑ４．複写式の歯科技工指示書の場合、すべてに「歯科技工所番号」を記載する必要がありますか。

Ａ４．歯科医師（歯科医療機関）側、歯科技工所側の双方が「歯科技工所番号」が記載された歯科技工指示書を保存する必要がありますので、複写式の歯科技工指示書すべてに「歯科技工所番号」が記載されている必要があります。

なお、１枚目に記載した「歯科技工所番号」が、カーボン紙や専用のノーカーボン紙（感圧紙）を通じて下の紙に転写・複写される形式でも問題ありません。

Ｑ５．歯科技工所指示書の書式を準備し歯科医療機関に使用いただいています。現時点で在庫がなくなり新たに作成したいのですが「歯科技工所番号」欄を設けた上での印刷が望ましいですか。

Ａ５．本年 10 月１日からは「歯科技工所番号」が記載された歯科技工指示書によらなければ業として歯科技工は行えないので、これから印刷される場合は歯科技工所名、所在地とともに「歯科技工所番号」欄を設けた歯科技工士法施行規則第 12 条に定める記載事項が網羅された歯科技工指示書を作成することが現実的と考えます。

なお、すでに「歯科技工所番号」が通知されている場合は、該当番号を「歯科技工所番号」欄に印字の上で印刷して問題ありません。

Ｑ６．まだ、管轄保健所等から「歯科技工所番号」の通知がなく準備ができないのですが、10 月１日の施行日が延期されることはありませんか。

Ａ６．３月 31 日の歯科技工士法施行規則改正の附則で 10 月１日から施行すると決まっているため延期されることはありませんので、まだ「歯科技工所番号」の通知がない地域が多いと思いますが 10 月１日までに準備を進めていただく必要があります。

なお、厚生労働省が示す「歯科技工所番号」の付与方針は９月４日付で都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛に通知され「歯科技工所番号」の付与作業が行われていると思いますので、９月中・下旬になっても通知がない場合は管轄保健所にご確認いただくことをお勧めいたします。

以上

⑤　事務局だより

本会事務所の業務時間は、以下のとおりです。
毎週 月曜日・水曜日・金曜日の午前 10 時～午後 3 時まで、事務員が勤務しております。
事務員が不在の折には、FAX、E メールなどのご利用をお願いします。
なお、7 月より毎月第 1 水曜日は事務局を閉所しております。

⑥　会員の声

このコーナーでは毎回、理事が持ち回りで投稿していますが、タイトルのとおり一般会員からの話題も募集しています。
技工作業でのちょっとした工夫や困りごと、また、仕事を離れて釣りや旅行などの趣味の話題、それぞれの地域の故郷自慢など、京歯技会員の交流のきっかけとなるような話題を提供していただけたらと思います。
投稿していただける方は、Word にて文書を作成のうえ、写真も数点添えていただき、京歯技事務局までメールでお送りください。